

横浜国際プール
第5期指定管理者申請要項

令和8年6月

横浜市にぎわいスポーツ文化局

<目次>

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	選定の概要	1
	(1) 対象施設	1
	(2) 指定期間	1
	(3) 指定管理者の選定及び指定(「9 申請及び選定に関する事項」参照)	1
	(4) 問合せ先	1
3	本施設の概要	1
	(1) 施設の設置目的	1
	(2) 目的達成の手段	1
4	指定管理者が行う業務	1
	(1) 施設の運営に関于行わなければならない業務	1
	(2) 施設の維持管理に関于行わなければならない業務	2
	(3) 自主事業として行うことの可能な業務	2
	(4) その他業務	2
5	職員配置	3
6	事業収支に関する事項	3
	(1) 指定管理料	3
	(2) 貸金水準の変動への対応	3
	(3) 物価変動への対応	3
	(4) 施設運営収入	3
	(5) 自主事業収入	4
	(6) 維持管理運営費用	4
	(7) 自主事業に係る費用	4
	(8) 管理口座	4
7	リスク分担	6
8	業務実施上の留意事項	7
	(1) 関係法令等の遵守について	7
	(2) 業務の基準・評価について	7
	(3) その他	8
9	申請及び選定に関する事項	11
	(1) 申請スケジュール(予定)	11
	(2) 申請手続について	11
	(3) 審査・選定の手続について	11
	(4) 申請手続について	15
	(5) 申請条件等について	16
10	協定及び準備に関する事項	18
	(1) 協定の締結	18
	(2) 協定の主な内容	18
	(3) 準備業務	18
	(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更	18
	(5) 指定取消及び管理業務の停止等	19

1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

横浜国際プールの次期指定管理者選定は、令和9年度中に契約締結を予定している再整備事業のスケジュール等を踏まえ、現指定管理者を次期指定管理者候補として非公募による選定手続きを実施します。

2 選定の概要

(1) 対象施設

横浜国際プール（以下「本施設」という）

(2) 指定期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで（1年間）

ただし、再整備事業のスケジュール等により指定期間が変更となる可能性があります。

(3) 指定管理者の選定及び指定（「9 申請及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市スポーツ施設の指定管理者の候補者の選定に関する要綱」に基づき申請を受け付け、「横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）の意見を尊重して、指定管理者の候補者の選定を行います。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 問合せ先

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

電話 045 (671) 3288 Fax 045 (664) 0669

E-mail nw-sportsshisetsu@city.yokohama.jp

3 本施設の概要

(1) 施設の設置目的

本施設は、「スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため」に設置される施設です。（横浜市スポーツ施設条例第1条）

(2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、以下のことを実施します。（横浜市スポーツ施設条例第2条）

- ア スポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関すること
- イ スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること
- ウ スポーツ及びレクリエーションに関する情報の収集及び提供に関すること
- エ スポーツ及び体力づくりに関する相談に関すること
- オ その他前各号に準ずる事業

4 指定管理者が行う業務

横浜市スポーツ施設条例第2条に規定する事業の実施に関すること。

(1) 施設の運営に関して行わなければならない業務

- ア 施設等の利用調整、受付、案内業務
- イ 利用者支援業務
- ウ スポーツ教室等の提供（基本開館時間内）

- エ 託児サービスの提供
- オ 大規模スポーツイベントの誘致
- カ 広報
- キ スポーツ情報の提供
- ク 急病等・緊急時の対応
- ケ 横浜市の行事への協力
- コ 遺失物・拾得物の処置・保管業務
- サ 苦情・要望等の取扱業務
- シ スポーツ振興事業の促進・支援に関する業務
- ス 関係機関及び地域との連携に関する業務
- セ プール利用者安全監視、プールの水質管理
- ソ メインアリーナ仕様転換等業務
- タ 用具等貸出業務
- チ 駐車場運営業務（基本開館時間内）
- ツ 障害者スポーツの振興に関する業務
- テ 公衆無線 LAN サービスの提供に関する業務
- ト 熱中症対策や感染症の拡大防止等に関する業務
- ナ 横浜市市民利用施設予約システムに関する業務

(2) 施設の維持管理に関して行わなければならない業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 設備機器管理業務
- ウ 清掃業務
- エ 備品管理業務
- オ 保安警備業務
- カ 外溝植栽管理業務
- キ 環境衛生管理業務
- ク 廃棄物処理業務

(3) 自主事業として行うことの可能な業務

指定管理者が行わなければならない業務の他に、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の魅力向上、利用促進、利用者サービスの向上等を目的に、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができます。詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

- ア スポーツ教室等事業（基本開館時間以外）
- イ 飲食事業
- ウ 物販事業（自動販売機等）
- エ 駐車場事業（基本開館時間以外）
- オ 鍼灸、按摩、マッサージ、指圧等事業
- カ その他事業
- キ 改修工事（改修は横浜市が認めた内容に限る）
- ク 広告業務

(4) その他業務

- ア 事業計画書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価
- エ 横浜市が実施する業務への協力

※基本開館時間とは、横浜市スポーツ施設条例施行規則で定める時間をいう。

5 職員配置

指定管理者は、業務従事者として専門的な知識及び経験を有し、かつ心身共に健康な者で業務内容に応じ必要な資格を有する者を厳選し、必要に応じて十分な人員を確保した上で各業務ごとに適切に配置することとします。

本施設の開館時間中は、常時1名の常勤職員を責任者として配置する他、責任者を含む常時3名以上の常勤職員を配置することとします。

また、常勤職員のうち1名を管理運営責任者（館長）に定めることとします。

そのほか、初級以上のパラスポーツ指導員（公益財団法人日本パラスポーツ協会）の有資格者を1名以上、施設に配置することとします。

教室事業等において、スポーツ指導又は関連業務に従事する職員については、公益財団法人日本スポーツ協会（JSP0）公認スポーツ指導者資格又はこれと同等と認められる公的資格を有する者を配置することが望ましい。

6 事業収支に関する事項

（1）指定管理料

本施設の運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、申請の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本公募要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準及び手続等については、協定で定めます。

（2）賃金水準の変動への対応

基本協定締結後の人件費のうち、給与に係る賃金水準の変動による影響額については、当年度の賃金スライドとして指定管理料に反映します（以下、「賃金水準スライド」という）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と当年度の配置人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照ください。

（3）物価変動への対応

物価の変動に伴う経費の増加については、リスク分担に基づき、横浜市が定める指標を用いて見直し額を算出し、当年度の指定管理料に反映していきます。詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

（4）施設運営収入

ア 利用料金収入（基本開館時間内）

指定管理者は、利用者(指定管理者を含む)が支払う利用料金を、自らの収入とすることが出来ます。利用料金は、横浜市が条例で定める額を上限として、指定管理者が、横浜市の承認を得て定めることができます。

なお、横浜市が適正な利用区分及び利用料金の調査等を行う場合には、協力して実施することとし、変更する結果となった場合には、横浜市と指定管理者の協議により指定期間中に利用区分及び利用料金を変更することがあります。

イ スポーツ教室等事業収入（基本開館時間内）

- ウ 駐車場運營業務収入（基本開館時間内）
- エ その他収入

(5) 自主事業収入

指定管理者が、自らの提案により実施する事業に伴う収入。

- ア 利用料金収入（基本開館時間以外）
- イ スポーツ教室等事業収入（基本開館時間以外）
- ウ 飲食事業収入
- エ 物販事業収入（自動販売機等）
- オ 駐車場事業収入（基本開館時間以外）
- カ 鍼灸、按摩、マッサージ、指圧等事業収入
- キ 広告業務収入
- ク その他目的外使用に伴う収入

(6) 維持管理運営費用

指定管理者が行わなければならない維持管理・運營業務に伴う、指定管理者の人件費、施設の修繕費、指定管理者が整備しなければならない備品費、光熱水費、保険料、警備業務や清掃業務を外部委託した場合の委託費、及びその他経費等が含まれます。

なお、1件あたり300万円（消費税及び地方消費税別）を上限として指定管理者が行う建物、設備及び備品の修繕費用については、各年度3,000万円（消費税及び地方消費税別）以上の額を修繕費として、指定管理料に含めて提案することとします。申請者が3,000万円（消費税及び地方消費税別）以上の経費がかかると判断した場合は、その金額を計上し提案してください。各事業年度が終了した時点で執行額が提案額に満たなかった場合には、指定管理者は、提案額から執行額を引いた差額を原則横浜市へ返納することとします。提案額を超えた修繕費の取扱いについては、横浜市と指定管理者の協議により定めることとします。

なお、指定管理者が行う修繕の範囲は、施設の機能維持に必要であり、かつ維持管理に伴い日常的に発生しうる軽微な経年劣化や損傷に係る機能回復への対応を基本とする。

一方、施設の長寿命化対策や老朽化による大規模修繕及び機能向上等を目的とする改修については、原則として市が実施する。

また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

(7) 自主事業に係る費用

自主事業に伴う、スポーツ教室等で施設を利用する際に支払わなければならない利用料金や、喫茶などの飲食事業を行う際や自動販売機などを設置する際に横浜市に支払う目的外使用料等が含まれます。

(8) 管理口座

会計処理の透明性確保の観点から、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座については、1施設当たり1口座を原則とします。

○参考1 指定管理料算出の考え方

$$\text{指定管理料 (1)} = \text{維持管理運営費用 (一般管理費含む) (4)} - \text{施設運営収入(2)}$$

※ 指定管理者の収入と支出

収入	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	(1)指定管理料	ア指定管理料
		(2)施設運営収入	ア 利用料金収入（基本開館時間内） イ スポーツ教室等事業収入（基本開館時間内） ウ 駐車場運營業務収入（基本開館時間内） エ その他収入

	自主事業として行うことのできる可能な業務	(3)自主事業収入	ア 利用料金収入（基本開館時間以外） イ スポーツ教室等事業収入（基本開館時間以外） ウ 飲食事業収入 エ 物販事業収入（自動販売機等） オ 駐車場事業収入（基本開館時間以外） カ 鍼灸、按摩、マッサージ、指圧等事業収入 キ 広告業務収入ク その他目的外使用に伴う収入
支出	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	(4)維持管理運営費用	ア 人件費 イ 修繕費 ウ 備品費 エ 光熱水費 オ 保険料 カ 委託費（警備業務や清掃業務を外部委託した場合等） キ スポーツ教室等事業費（基本開館時間内） ク 使用料・賃借料（目的外使用料等） ケ 公租公課 コ その他費用 等
	自主事業として行うことのできる可能な業務	(5)自主事業に係る費用	ア スポーツ教室等事業費（基本開館時間以外） イ 目的外使用料（自動販売機、広告等） ウ その他経費 等

※利用料金収入については、全額指定管理者の収入となります。

○参考2 現指定管理者の指定管理料 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
403,984	390,114	406,519	438,486	409,763

※令和4～6年度は確定値

※令和7～8年度の指定管理料は、未確定のため今後変更の可能性あり

○参考3 指定管理料の想定額（指定期間総額）

横浜市が定める本施設の指定管理料（指定期間総額）の想定額は、475,513千円です。

7 リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加 ※1	○			
	社会情勢の著しい変化による急激な物価上昇等、施設の収支計画に多大な影響を与えるもの			○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加 ※2	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○	
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○		
	事業所税の税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの (負担限度付き 上段：一件あたり、下段：年間合計)				300万円 3,000万円
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※3	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			

	不可抗力による管理運営の中断			○	
--	----------------	--	--	---	--

- ※1 物価変動への対応：消費者物価指数（生鮮食品を除く総合・横浜市）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度に反映する。
- ※2 賃金水準変動への対応：神奈川県最低賃金額又は民間給与実態調査（横浜市人事委員会事務局公表）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度の指定管理料に反映する。
- ※3 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行など

8 業務実施上の留意事項

(1) 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ウ 横浜市公園条例（昭和33年3月条例第11号）
- エ 横浜市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第11号）
- オ 横浜市市民協働条例（平成24年6月条例第34号）
- カ 横浜市市民協働条例施行規則（平成25年2月規則第15号）
- キ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ク 横浜市個人情報保護に関する条例（令和4年12月条例第38号）
- ケ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月条例第51号）
- コ 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- サ 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- シ 環境法令等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- ス 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- セ 横浜市行政手続条例（平成7年3月条例第15号）

<その他横浜市の計画・施策等>

横浜市スポーツ推進計画等

(2) 業務の基準・評価について

ア 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、継続的改善の仕組みを検討し、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

イ 利用者モニタリング及び自己評価の実施

指定管理者は、定期的に利用者等から施設運営に関する意見や満足度を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。

また、業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者モニタリングの結果及び利用実績の分析等に基づき、年1回以上、自己評価を実施し、横浜市に報告することとします。

ウ 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは

一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

(3) その他

ア 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

イ 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第1号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

ウ 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- (ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- (イ) 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- (ウ) 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は対人賠償1名、対物賠償1事故につき、それぞれ1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

エ 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に報告することとします。

オ 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に本施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引継ぐこととします。

カ 事業の継続が困難となった場合の措置

- (ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

(イ) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

キ 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

ク 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

ケ 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

コ 災害等発生時の対応

本施設は、現段階では横浜市防災計画において、災害時の「広域避難場所」として規定されているとともに、都筑区防災計画において、「帰宅困難者一時滞在施設」に位置づけられているため、指定管理者はその開設及び運営等に協力していただきます。このため、横浜市と前指定管理者が締結している「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を継承し、横浜市の「指定管理者災害対応の手引き」にしたがい、あらかじめ必要な体制整備等を行う必要があります。

サ 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

シ 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

ス 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成 24 年 4 月 1 日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

セ 横浜市中心企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状

況についての調査を実施する場合があります。

ソ 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の促進に努めるものとします。

なお、横浜市は取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者における障害者雇用の状況について調査を実施する場合があるため、これに協力してください。

タ 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体（共同事業体はすべての構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

チ ウェブサイトについて

(ア) 最低限掲載すべき情報

指定管理者が本施設のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

- a 指定管理者名
- b 本施設の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

(イ) セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、別添「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-2016:3 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

ツ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

テ 人権擁護への取組

指定管理者は従事者への人権啓発研修等の実施に努め、人権擁護への取組を進めること。

ト その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

ト その他

その他、記載のない事項については、横浜市長と協議を行うこととします。

9 申請及び選定に関する事項

(1) 申請スケジュール（予定）

ア	申請団体決定のお知らせ	令和8年6月1日（月）
イ	申請要項等の配布	令和8年6月1日（月）から7月21日（火）まで
ウ	申請要項に関する質問受付	令和8年6月22日（月）から6月29日（月）まで
エ	申請要項に関する質問回答	令和8年7月13日（月）
オ	申請書類の受付期間	令和8年7月14日（火）から7月21日（火）まで
カ	審査・選定（面接審査実施）	令和8年8月下旬
キ	選定結果の通知・公表	令和8年9月上旬
ク	指定管理者の指定	令和8年12月予定
ケ	指定管理者との協定締結	令和9年1月予定

(2) 申請手続について

ア 申請団体決定のお知らせ
非公募での選定を実施し、その結果を横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

イ 申請要項の配布

(ア) 配布期間：令和8年6月1日（月）から7月21日（火）まで

(イ) 配布場所：横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興部スポーツ振興課
横浜市ホームページからもダウンロードができます。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/bunka/sposhikan/3shisetu/kokusaipool5koubo.html>

ウ 申請要項に関する質問の受付

申請要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：令和8年6月22日（月）9時から6月29日（月）17時まで

(イ) 受付方法：E-Mailで「質問書」（様式22）をにぎわいスポーツ文化局スポーツ振興部スポーツ振興課にお送りください。また、電話によりメールの受付を確認してください。送信していても受信できていなかった場合には、受付できません。なお、電話のみでのお問合せには応じられませんのでご了承ください。

エ 申請要項に関する質問への回答

回答方法：令和8年7月13日（月）頃に、横浜市ホームページへの掲載により回答します。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/bunka/sposhikan/3shisetu/kokusaipool5koubo.html>

オ 申請書類の受付

(ア) 申請書類：「9（4）申請手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：令和8年7月14日（火）から7月21日（火）まで
（受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00）

(ウ) 受付方法：にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興部スポーツ振興課まで、ご持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。

※送付先 〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

(3) 審査・選定の手続について

ア 審査方法

審査は、申請者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行

います。このため、団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします。
面接審査に係る詳細は、申請者に後日お知らせいたします。

イ 選定評価委員会（敬称略）

氏 名	所 属 等
石黒 えみ	亜細亜大学 准教授
大杉 泉	公認会計士（日本公認会計士協会神奈川県会）
清宮 孝文	日本体育大学 助教
栗田 優	横浜市スポーツ推進委員連絡協議会 会長
齋藤 由紀	日本水泳連盟副会長

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

申請にあたっては、「横浜国際プール 第5期指定管理者 業務の基準」を踏まえて、次表の事項について提案を求めます。なお、客観的に数値で提案できる施設利用者1人あたりの管理運営経費や財務関連の数値等、各種具体的な指標及びその値があれば併せて提案してください。評価は次の合計105点及びその他加点・減点事項の加減15点をもって実施します。

項 目	審査の視点（例）	配点
1 団体の状況（様式8）		11
(1) 施設の管理運営の基本方針	本市の行政課題及び施策を踏まえた当該施設管理の基本方針について示されているか。事業者の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、事業者の財務状況は健全か。	3
(2) 基本方針を実施する為の目標及び実施策	基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されているか。	3
(3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示（経営の透明性）	天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示（透明性）、類似施設の管理実績について示されているか。	5
2 施設の平等・公平な利用の確保（様式9）		13
(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保	誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、障害者や高齢者などへの配慮について示されているか。	5
(2) 多言語化に関する取組	施設立地に配慮し、外国人利用者対応を踏まえた、多言語や多指向に対応する具体的な方策が示されているか。	3
(3) 障害者の利用支援に関する取組	障害者の利用支援に対して、具体的な提案が示されているか。	5
3 施設の効用の最大限発揮（様式10）		25
(1) 利用者本位のサービス提供・利用者の支援	利用者の利便性向上のための新たな取組（キャッシュレス決済等）を実践・実行できる体制について示されているか。貸切、個人の利用者に対しての支援策について示されているか。	5

(2) 大規模スポーツイベントの誘致・広報・利用促進活動	大規模スポーツイベントの誘致の考え方や計画等について示されているか。 実現可能な広報・利用促進策を有している。魅力ある教室の開催やイベント等によって、集客力を向上させる計画が示されているか。	5
(3) スポーツ教室等の計画	具体性のあるスポーツ教室等の事業計画及び想定スケジュールが示されているか。 集客力を向上させるような魅力ある教室・イベント等の開催について、実現可能な計画が示されているか。	5
(4) 業務履行体制	・安全かつ効率的な業務履行をできる体制について示されているか。 ・施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 ・職員の資質向上のための研修が計画されているか。	5
(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受付方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
4 本市の重要施策を踏まえた取組（様式 11）		5
個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ヨコハマプラ 5.3(ごみ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
5 管理運営経費（様式 12）		18
(1) 利用料金等収入増への取組	利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。	5
(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	5
(3) 適正な委託・調達・雇用	業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示されているか。	3
(4) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。また、指定管理料の設定は、横浜市が想定した金額以下となっているか。 効率性だけでなく、人件費や施設修繕費、利用者サービス向上につながる経費などの必要な項目に適切に充てられているか。	5
6 施設管理（様式 13）		10
(1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮	施設の維持保全、保守点検計画及びその予算について示されているか。環境保持・環境へ配慮した取組について示されているか。	5
(2) 修繕等への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な修繕費予算が確保され、発生した修繕に対し迅速に対応できる計画となっているか。 建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	5

7 安全管理（様式 14）		15
(1) 平常時の体制	<p>事件や事故の防止対策が適切に計画されており、安全・安心に利用できる体制（対応・連絡等）について示されているか。</p> <p>事業体全体の危機管理体制について示されているか。</p>	5
(2) 緊急時の体制	<p>事故発生時や緊急時の体制（対応・連絡等）及び救急体制について適切に計画されており、示されているか。</p> <p>補償体制について示されているか。</p>	5
(3) 防災に対する取組	<p>横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。</p> <p>日常的に、地域と連携した取組がなされているか。</p>	5
8 地域との協力（様式 15）		5
地域支援・地域連携・地域貢献	<p>地域におけるスポーツ振興事業の取組や地域と連携した取組、地域貢献に対する取組について示されているか。</p>	5
9 モニタリング（様式 16）		3
自己評価	<p>事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業改善策について示されているか。</p>	3
合 計		105
10 加減点項目		
(1) 市内中小企業等であるか※	<p>市内中小企業等への該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 <p>※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。</p>	5
(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 ※	<p>障害者雇用率が法定雇用率を超える団体</p>	2
	<p>ワークライフバランス及び男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（配点：1） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定（配点：1） ・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定（配点：1） <p>※共同事業体の場合は、代表団体の各項目の該当の有無で判断</p>	3
(3) 第4期の管理運営の実績	<p>実績が良好であるか。（-5～+5点の範囲）</p>	- 5～ +5
(4) 自主事業の実施	<p>施設のサービス向上や利用者の満足度向上に繋がる意欲的な自主事業の提案があるか。</p>	5

※「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」（様式23）を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。

- ・ 財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。
- ・ 指定候補者となるためには、選定委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計105点満点の63点以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、指定候補者として選定せず、申請者に申請内容の補正を指示する場合があります。

オ 選定結果の通知及び申請書類の公表

選定結果は、申請者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の申請書類については、原則として、指定の議決後、ホームページ等で公表します。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/bunka/sposhikan/3shisetu/kokusaipool5koubo.html>

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和8年12月下旬予定）

キ 指定管理者との協定締結

「10 協定及び準備に関する事項」を参照

（4）申請手続について

ア 指定申請書及び事業者に関する書類

次の申請書類を（ア）から順に並べ、原本を1部、原本の写しを10部提出してください。原本についてはクリップ留め、写しについてはファイル綴りで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付し、ファイルの背表紙には「横浜国際プール 第5期指定管理者 申請書類（団体名）」と記入してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

（ア） 指定申請書（様式1）（横浜スポーツ施設条例施行規則 別記様式）

（イ） 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 賃-1）

（ウ） 団体の概要（様式2）

（エ） 役員等氏名一覧表（様式3）

※県警照会用エクセルファイル（データ）も提出してください。

（オ） 欠格事項に該当しない宣誓書（様式4）

（カ） 定款、規約その他これらに類する書類

（キ） 法人にあっては、法人の登記事項証明書

（ク） 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

（ケ） 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類

（コ） 税務署発行の納税証明書「その3の3」（法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。）

（サ） 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式5）：申請時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）

（シ） 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式6）：公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。

- (ス) 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- (セ) 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- (ソ) 厚生年金保険の加入を確認できる書類
年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
※ 各種保険加入の必要がないため、（ス）・（セ）・（ソ）のいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式7）を提出してください。
- (タ) 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- (チ) 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの
- (ツ) 提案書（様式8～18）及び収支計画（様式19～20）

「9（3）エ 評価基準項目について」を参照し作成のうえ、原本を1部、原本の写しを10部提出してください。原本についてはクリップ留め、写しについては「ア 指定申請書及び事業者に関する書類」の後ろに綴るか、別冊にしてファイル綴りで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。また、CD-Rに保存し、PDFデータでも提出してください。ただし、収支計画（様式19～20）部分については、Excelデータでも提出してください。なお、CD-Rについては返還しません。

任意様式も可としますが、A4サイズに統一し、総計150ページ以内としてください。

- (テ) 評価基準加点項目に係る申出書（様式23）及び障害者雇用計算表（様式23-2）

加点項目「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が2.50%を超えていることを確認するため、様式23に加えて障害者雇用計算表（様式23-2）に必要事項を記入の上、提出してください。

※ 共同事業体に関する取扱い

申請にあたっては、代表団体を決め、代表団体が申請書類を提出してください。

上記（ウ）から（チ）までの書類については、構成団体それぞれについて、書類を提出するとともに、「（ウ）団体の概要（様式2）」に、次の2点の書類を添付してください。

- （ウ）-a 共同事業体の結成に関する申請書（様式2-2）
- （ウ）-b 共同事業体連絡先一覧（様式2-3）

※ 中小企業等協同事業組合に関する取扱い

中小企業等協同事業組合として応募する場合には、代表団体を含むすべての構成団体に関する上記（ウ）から（チ）までを提出してください。また「団体の概要（様式2）」に、次の2点の書類を添付してください。

- （ウ）-c 事業協同組合等構成員表（様式2-4）

※ その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 申請条件等について

ア 申請者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、申請することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること

- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないもの
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、申請しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式3）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が上記イの欠格事項（ア）から（ク）までのいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること
- (イ) なお、申請以降の構成団体の変更は認めません。

エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が上記イの欠格事項の（ア）から（ク）までのいずれにも該当しないことが必要です。

オ 申請要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

カ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件申請について直接・間接を問わず接触を禁じます。

キ 重複申請の禁止

同一案件に対して、複数案の申請に参画することはできません。

ク 申請内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ケ 団体職員以外による、以下の行為の禁止

申請にあたって、申請団体（共同事業体に当たっては、構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (イ) 選定評価委員会の面接審査への出席

コ 申請者の失格

申請者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本申請要項に定める手続を遵守しない場合
- (イ) 申請書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ 申請書類の取扱い

申請書類は理由を問わず返却しません。

シ 申請書類の開示

指定管理者・指定候補者の申請書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ス 申請の辞退

正当な理由がある場合に限り、申請書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 21）」を提出してください。

セ 費用負担

申請に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ソ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する申請書類の著作権は作成した団体に帰属します。

10 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、必要に応じて仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等）
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払方法の原則及び光熱水費支払方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定から指

定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、横浜国際プールに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。また、市会の議決が得られないことにより、施設の管理運営開始が延期となった場合の損害についても、補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、すでに支出した指定管理料の返還、または横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が横浜市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当する場合は、同要綱に基づく指名停止を行います。